秘

農林水産省

畜 産 統 計 調 査

## ブロイラー調査票



統計法に基づく国の 統計調査です。調査 票情報の秘密の保護 に万全を期します。

(平成29年2月1日現在)

【職員記入欄】	(この項目は農林水産省の職員が記入します。)
---------	------------------------

4 6 5 1

## ■ << 記入に当たっては、以下のことに注意してください >>

- 記入は、黒の鉛筆又はシャープペンシルを使用してください。

記入見本 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9

- - ~ 調査や調査票の記入の仕方に関する問合せは、

裏面の「連絡先」までお願いします。

### 1 出荷羽数

平成29年2月1日現在で、過去1年時に出す した羽数を百羽単位で記入してください。

出荷羽数():::: 0 0

出荷羽数のうち、地鶏及び銘柄鶏の羽数を百割単位で記入してください。

地鶏・銘柄鶏 (2) 0 0

## 2 飼養羽数

平成29年2月1日現在で<u>飼っている羽数</u>を 百羽単位で記入してください。

千万百万十万 万 千 百 十 羽

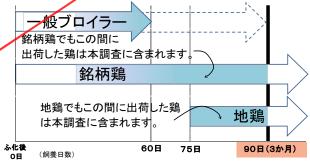
飼養羽数 (3) : : : : : ; ġ ġ

飼養羽数のうち、地鶏及び銘柄鶏 の羽数を百羽単位で記入してください。

地鶏·銘柄鶏 (4) 0 0

## 調査票に御記入いただく鶏の範囲

<u>ふ化後3か月未満の間に肉用として出荷する鶏</u>であれば、地鶏や銘柄鶏も含まれます(下図参照)。



銘柄鶏: 一般社団法人日本食鳥協会の定義により、

出荷時に「銘柄鶏」の表示がされる鶏 鶏: 特定JAS規格の認定を受けた鶏(ふ化後

75日以後に出荷)

# ₩ 記入のポイント



出荷羽数(1)、飼養羽数(3)

最初から肉用目的で飼養している鶏<u>(採卵鶏の 廃鶏は含まない)</u>であれば、「<u>肉用種」「卵用種」の</u> 種類を問いません。

#### 出荷羽数(1)

平成28年2月2日~29年2月1日までの1年間に出荷した羽数をいいます。

調査に御協力いただき、大変ありがとうございました。

調査事項はここまでですが、お手数でなければ裏面の【記事欄】にもく 御記入願います。

【記事欄】 差支えなければ、出荷羽数及び飼養羽数の増減理由等について御記入願います。





